平成２２年（フ）第９７号
長野県塩尻市大字塩尻町31番地１
債務者　白木　孝則
１　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第９９号
長野県北安曇郡白馬村大字神城23395番地
債務者　田中　幸和
１　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第１２３号
長野県松本市元町１丁目３番19号
債務者　藤原　正彦
１　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第２７号
奈良県五條市三在町1630番地
債務者　宮崎　正昭
１　決定年月日時　平成22年５月27日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２２年（フ）第２８号
奈良県五條市今井町505番地の１、住民票上の住所奈良県五條市田園４丁目28番地の９
債務者　瀧本加代子
１　決定年月日時　平成22年５月27日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２２年（フ）第５８号
愛媛県西予市城川町嘉喜尾4874番地１
債務者　中野　隆一
１　決定年月日時　平成22年５月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第５９号
愛媛県西予市城川町嘉喜尾4874番地１
債務者　中野さなえ
１　決定年月日時　平成22年５月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第６１号
愛媛県宇和島市吉田町沖村甲972番地
債務者　新谷　修一
１　決定年月日時　平成22年５月28日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２１年（フ）第５９０号
佐賀県三養基郡基山町けやき台４丁目19番地10
債務者　松田　秀敏
１　決定年月日時　平成22年５月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３４号
佐賀県三養基郡基山町大字宮浦38番地19
債務者　北村　光広
１　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１９４号
佐賀県佐賀市神野西２丁目２番57号
債務者　榎宮　嗣郎
１　決定年月日時　平成22年５月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２０７号
佐賀県鳥栖市今泉町2186番地３プリムローズ弐番館203
債務者　麻生喜代加
１　決定年月日時　平成22年５月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３０号
熊本県天草市牛深町3958番地１
債務者　杉本　則芳（旧姓佐々木）
１　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
熊本地方裁判所天草支部

平成２２年（フ）第２５８号
大分市久原中央１丁目９番18―705号シーサイド大平
債務者　東　まゆみ（旧姓船瀬・佐藤）
１　決定年月日時　平成22年５月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第３０号
大分県中津市字小祝字屋敷121番地、住民票上の住所大分県中津市字小祝367番地１
債務者　熊澤カズ子
１　決定年月日時　平成22年５月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２２年（フ）第３２号
大分県中津市三光成恒459番地
債務者　小野由里子
１　決定年月日時　平成22年５月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２２年（フ）第３７号
大分県宇佐市院内町副1328の１番地
債務者　五十嵐友門
１　決定年月日時　平成22年５月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係